

# 任意継続組合員申出書

※退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます。(組合員期間は、引き続くすべての公務員期間を合算)

組合員証記号番号	公立媛		共済使用欄	組合員期間	1年と1日以上有			
フリガナ		性別		退職時の標準報酬月額		千円		
組合員氏名		男・女						
生年月日	昭和 平成	年 月 日		所属所コード				
退職年月日	令和	年 月 日	退職時の所属所名					
退職後の住所	〒 -							
電話番号 (携帯電話・自宅)	-	-	医療費受給者証の有無 (有・無のいずれかを○で囲む) ※有の場合、「受給者証の写し」を添付	ひとり親等	障がい等			
	-	-		有・無	有・無			
掛金の納入単位 (1~3のいずれかを○で囲む) ※前納(1・2)の場合、割引あり	1: 12か月前納 ……4月~翌年3月分(年度途中加入時も初回は3月分まで) 2: 6か月前納 ……4月~9月分、10月~翌年3月分(年度途中加入時も初回は9月分または3月分まで) 3: 毎月払い ……初回のみ2か月分納入 注記: いずれの場合も、初回掛金は払込書での払込みです。2回目から口座振替です。							
初回掛金の納入方法 (1・2のいずれかを○で囲む) ※年度末退職で2月までに様式配付した者のみ記入	1: 3月に口座振替 ……4月1日に任意継続組合員証を発送 2: 4月に払込書による払込み ……3月31日以降に送付する払込書での入金確認後、(2の場合も、2回目以降は口座振替) 任意継続組合員証を発送							
被扶養者の継続認定 (1~3のいずれかを○で囲む) ※3の場合、継続認定する人数を記入し「被扶養者確認書」を添付	1: 現在認定中の被扶養者はいない 2: 現在認定中の被扶養者は、全員継続認定しない(取消) 3: 現在認定中の被扶養者のうち、継続認定する者がいる 継続認定する人数を記入 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>継続認定(人数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> …… 継続認定する者について別紙「任意継続申出用 被扶養者確認書」を記入して添付してください。 注記: 継続認定しない被扶養者の資格喪失証明書が必要な場合は、「資格喪失証明書 交付申請書」を提出してください。						継続認定(人数)	人
継続認定(人数)								
人								
備考								
支部 受付印	地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合愛媛支部長 様 令和 年 月 日 申出者 組合員氏名							

※「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」の1枚目を添付(又は後日提出)してください。(2枚目は本人保管用)

※任意継続の手続き(書類提出及び掛金納入)完了期限は、退職日から起算して20日です。

## 任意継続組合員の申出について

公立学校共済組合の任意継続は、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間がある方が希望する場合、任意継続手続き（必要書類の提出・掛金の納入）をすることで、最長2年間、在職中と同様（休業給付・人間ドック等厚生事業を除く。）の短期給付を受けることができる制度です。

任意継続の手続きには期限があり、退職日から起算して20日以内に、必要書類の提出・初回掛金の納入を完了することが必要です。

期限までに掛金の納入がない場合は、任意継続の申出は無効となり、組合員資格を喪失しますのでご注意ください。

### 【作成上の注意事項】

- 1 太枠内の項目（「備考」欄以外）については、すべて記入してください。
- 2 医療費受給者証の有無については、市区町村が実施する福祉医療費助成制度により、保険診療による医療費の自己負担額が助成されている場合は、有に○をし、各種受給者証の写しを添付してください。  
なお、医療費受給者証の「障がい等」として届出が必要なものは、市区町村が発行する「重度心身障害者医療費受給者証」（市区町村によって名称は異なります。）です。「指定難病」や「自立支援」の医療費受給者証は届出不要です。
- 3 申出者欄の日付については、退職日以降の日付となりますのでご注意ください。

### 【提出期限】

「任意継続組合員申出書」は、退職日から起算して10日以内に、公立学校共済組合愛媛支部へ提出してください。

なお、加入要件として、退職日から起算して20日以内に初回掛金を納入することが必要です。申出書の提出後、払込書がご自宅に届くまでに、共済での受付審査・払込書作成及び発送等で所要の日数がかかるため、申出書は可能な限りお早めにご提出ください。

### 【初回掛金の納入について】

「任意継続組合員申出書」提出後に払込書を送付しますので、退職日から起算して20日以内に初回掛金を払い込んでください。

ただし、年度末退職で3月口座振替を選択した場合は、初回掛金から口座振替となります。掛金納入を確認後、任意継続組合員証を発送します。

### 【「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」（3部複写）について】

- 1 任意継続掛金は原則、口座振替です。初回掛金が払込書の場合も、「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」は全員提出が必要です。
- 2 「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」は、「任意継続組合員申出書」と併せて配付しています。ホームページから「任意継続組合員申出書」を取得して提出した場合は、初回掛金の払込書と併せて送付します。
- 3 「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」は、記入後、最寄りの伊予銀行窓口で確認印（名義、口座、届出印の確認）を受けてください。1枚目は提出用、2枚目は本人保管用です。
- 4 「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」の1枚目を、「任意継続組合員申出書」と併せて提出してください。初回掛金の払込書と併せて送付された場合は、受領後1週間を目途に必ず提出してください。